



1 障がい児者実態等調査

障がいのある方の生活や活動状況、障害福祉サービス等の利用状況などを把握し、計画の策定や今後の障がい福祉施策の参考とするため、平成20年2月に標記の調査を実施しました。

なお、この調査の概要は、以下のとおりです。

(1) 抽出方法及び調査方法

ア 障がい者(児)調査

等級・程度や種別などを考慮し、無作為に抽出した対象者に対し調査票を郵送により発送・回収しました。ただし、精神障がい者については、市内の精神科病院などに調査票を留め置き、郵送により回収しました。

イ 施設・病院調査

市内の入所施設(施設入所支援事業所及び旧法施設支援(入所))に對し調査票を郵送により発送・回収しました。

(2) 配布数及び回答数

ア 障がい者(児)調査

	配布数	回答数	回答率
身体障がい者	2,500	1,335	53.4%
身体障がい児	1,000	410	41.0%
知的障がい者	1,500	690	46.0%
知的障がい児	1,000	488	48.8%
精神障がい者	2,000	872	43.6%
合計	8,000	3,795	47.4%

イ 施設・病院調査

	配布数	回答数	回答率
施設入所者調査	32	32	100%
精神科病院入院患者調査	37	37	100%

ちょうさけつか がいよう
(3) 調査結果の概要

しょう しゃ じ ちょうさ
ア 障がい者(児)調査

ふくし りよう ひつよう ふくすうかいとう
(ア) 福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと(複数回答)

△	1位		2位		3位	
	こうもく 項目	わりあい 割合	こうもく 項目	わりあい 割合	こうもく 項目	わりあい 割合
身体障がい者 (N=637)	利用手続の簡素化、迅速化	57.9	利用者負担の見直し	41.1	窓口の分かりやすさ	40.7
身体障がい児 (N=316)	利用者負担の見直し	62.3	利用手続の簡素化、迅速化	59.8	窓口の分かりやすさ	48.4
知的障がい者 (N=501)	利用手続の簡素化、迅速化	64.7	利用者負担の見直し	62.9	窓口の分かりやすさ	51.5
知的障がい児 (N=446)	利用手続の簡素化、迅速化	68.6	利用者負担の見直し	62.1	窓口の分かりやすさ	59.4
精神障がい者 (N=685)	利用手続の簡素化、迅速化	49.9	利用者負担の見直し	45.4	交通の便がよいこと	42.9

しごと つづ しごと はじ うえ ひつよう ふくすうかいとう
(イ) 仕事を続ける(仕事を始める)上で必要なこと(複数回答)

△	1位		2位		3位	
	こうもく 項目	わりあい 割合	こうもく 項目	こうもく 項目	わりあい 割合	こうもく 項目
身体障がい者 (N=540)	障がいにあつた仕事の提供	40.2	仕事に関する技術の習得	33.9	障がいへの理解と配慮の啓発	31.7
知的障がい者 (N=520)	障がいにあつた仕事の提供	75.4	障がいへの理解と配慮の啓発	63.7	基本的なマナーの習得	47.9
精神障がい者 (N=746)	仕事に関する技術の習得	55.2	障がいにあつた仕事の提供	51.6	障がいへの理解と配慮の啓発	46.5

さっぽろし じゅうじつ はか ふくすうかいとう
(ウ) 札幌市が充実を図るべきもの(複数回答)

△	1位		2位		3位	
	こうもく 項目	わりあい 割合	こうもく 項目	こうもく 項目	わりあい 割合	こうもく 項目
身体障がい者 (N=1,153)	障がい者の高齢化対策	55.6	所得保障	32.0	介助・援助サービス	23.2
身体障がい児 (N=404)	所得保障	36.9	障がい者の高齢化対策	27.0	福祉用具制度、開発	26.7
知的障がい者 (N=628)	障がい者の高齢化対策	59.9	所得保障	42.8	介助・援助サービス	28.8
知的障がい児 (N=478)	所得保障	40.4	障がい者の高齢化対策	37.9	就労に関する支援	34.9
精神障がい者 (N=801)	所得保障	39.3	障がい者の高齢化対策	32.7	交通費助成施策	31.2

施設・病院調査

(ア) 退所の可能性について

施設入所者調査	退所が決まってい る	居住先・支援が 整えば、現在の 状況でも退所が 可能	現時点では難しい が、平成23年度末 までには退所の可 能性がある	合計
身体障がい者 (N=270)	4人 1.5%	27人 10.0%	21人 7.8%	52人 19.3%
知的障がい者 (N=721)	38人 5.3%	24人 3.3%	77人 10.7%	139人 19.3%
精神障がい者 (N=48)	2人 4.2%	18人 37.5%	21人 43.8%	41人 85.4%
計	44人 4.2%	69人 6.6%	119人 11.5%	232人 22.3%

(イ) 退院の可能性について

精神科病院入院患者調査	退院が決まってい る	症状は寛解して いるが、家族の受 入困難などの理由 により入院継続	症状残存だが改 善傾向にあり支援 により退院可能	合計
精神障がい者 (N=3,841)	75人 2.0%	276人 7.2%	303人 7.9%	654人 17.0%

2 入所施設利用者意向調査

障がい福祉計画の数値目標の1つである「入所施設の入所者の地域生活への移行」を達成するために必要となるサービス基盤整備の参考とするため、北海道が主体となって、道内の入所施設利用者の意向調査（調査期間：平成20年4月～7月）を行いました。

この調査では、次のような意向調査をしています。

(1) どこで生活をしたいですか。

	ちがうところ (施設以外)	今いるところ (施設)	不同意・ 未記入等	計
身体障がい	182人 33.2%	257人 46.9%	109人 19.0%	548人
知的障がい	424人 26.5%	455人 28.5%	720人 45.0%	1,599人
計	606人 28.2%	712人 33.2%	829人 38.6%	2,147人

(2) どんなところに住みたいですか。

	じぶん 自分の家	アパート	グループ ホーム等	ほかの 施設	その他	むかいとう 無回答	けい 計
身体障がい	61人	46人	22人	26人	25人	2人	182人
知的障がい	136人	100人	137人	23人	22人	6人	424人
計	197人	146人	159人	49人	47人	8人	606人

(3) なにをしたいですか。 (複数回答)

	どこかで 働きたい	勉強 したい	のんびり したい	遊びたい	今いる所 に通いたい	その他
身体障がい	54人	20人	77人	53人	37人	35人
知的障がい	183人	83人	136人	159人	93人	88人
計	237人	103人	213人	212人	130人	123人

3 特別支援学校生徒アンケート調査

特別支援学校（高等学校及び高等部）の生徒の進路希望などを把握し、計画の策定の参考とするため、平成20年7月～9月にかけて、北海道と協働して標記の調査を実施しました。

この調査では、次のような意向調査をしています。

(1) 今後の生活に関してどのような意思を持っていますか。

ちいき 地域で暮ら したい	にゅうしょしせつ 入所施設で 暮らしたい	どちらとも いいがたい	ほんにん 本人に確認 できない	その他	むかいとう 無回答	けい 計
37人	8人	6人	9人	0人	2人	62人
59.7%	12.9%	9.7%	14.5%	0.0%	3.2%	100%

(2) どのようなサービスやシステムがあれば地域生活が可能と思しますか。 (複数回答)

	こうもく 項目	わりあい 割合
1位	けいさいきほん 経済基盤（生活できる収入）の確保	80.6%
2位	そうちん 相談できる人（本人・家族）	67.7%
3位	生活の場（グループホーム・ケアホーム）	54.8%
4位	にっちゅうかつどう 日中活動の場	53.2%
5位	かぞく 家族、代理人の協力、後見人などの協力	45.2%

よ いけんとう がいよう 4 寄せられた意見等の概要

だい きさっぽろしょう ふくしけいかく さくてい あ しょう かた じつ
第2期札幌市障がい福祉計画の策定に当たりましては、障がいのある方の実
じょう てきかく はあく けいかく はんえい だい き けいかくいじょう
情やニーズを的確に把握し、計画に反映させるために、第1期の計画以上に、
しょう かた かぞく しょんしやとう いけん ようぼう き
障がいのある方やそのご家族、支援者等のご意見やご要望をお聞きしてまいりま
した。

よ いけんとう だい き けいかく
ここでは、寄せられたご意見等のうち、第2期の計画にかかわるものについて、
がいよう けいさい
その概要を掲載しております。

けいかく たい しょう かた かぞく しょんしや しょう
この計画に対しては、障がいのある方はもとより、ご家族や支援者、障が
ふくし かんれん じぎょうじゅうじしゃ おお かたがた げんじょう ふ けいこん
い福祉に関連する事業従事者など多くの方々から、現状を踏まえた、また経験
けんしき うらう きょうとう いけんとう
と見識に裏打ちされた貴重なご意見等をいただきました。

いけんとう だい き けいかく じっし うえ さんこう
いただいたご意見等につきましては、第2期の計画を実施していく上でも参考に
しょう かた ふく ちいき ぜんいん とも い
させていただき、障がいのある方を含め地域の全員が共に生きていく「ぬくも
まち すす かんが
りあふれる街」づくりを進めてまいりたいと考えております。

しょう しゃ せいさくていげん こんだんかい よ いけんとう (1) 障がい者による政策提言サポーター・ミニ懇談会で寄せられたご意見等

- 北海道が行った入所施設利用者意向調査では、施設から地域に移りたいと
考えている障がい者が3割いた。また、現在は親と同居しているが、将
來的には一人暮らしを考えている障がい者もいるので、グループホーム等に
入りたいときに、すぐに入れるのか教えてほしい。
- 作業所等の通所者について、将来的なグループホーム等への入居希望の
意向調査をしてほしい。
- 親と暮らしている障がい者にとって、親が亡くなった後の暮らしが心配
○ (施設入所者に対し) 地域生活の体験を3か月とか3週間のスパンで
行っていくと地域生活のイメージがわきやすいと思う。
- 施設入所者は、地域生活のイメージがわきにくいので、1回だけでなく
何回も説明して、本人に納得してもらわなければならない。
- 施設入所者が地域に出て行きやすいように、生活の支援、相談体制の整備、

なかまどうし ちいき うけいれたいせい せいび すす ひつよう
仲間同士のネットワーク、地域での受入体制の整備などを進めていく必要があ
る。

- 最終的に自分で決定できるように、選択肢を示してあげることが大事
(必ずしも「地域移行」とするのではなく、地域生活がどういうものかを知つ
たうえで施設生活を選ぶのも一つの選択肢である。)
- 一人暮らしをしているが、夜間緊急に相談できるところがなくて不安
- ヘルパーに支払われる賃金が低いため、ヘルパー不足が深刻になっている。
- 通学に当たり、移動支援を利用できるようにしてほしい。スクールバスで1
時間もかかるとなると、重度の障がい児にとっては負担が大きい。
- 移動支援の支給時間が足りない。個別移送だけでなく、小集団での移送を
検討してみてはどうか。
- 施設から帰省したときに、移動支援を利用できるようにしてほしい。
- 重症心身障がい児の通える場が少ない。医療的ケアが可能な日中活動の場がほとんどない。
- 重度の障がい者が働く場を札幌市内部に作ってほしい。
- 地域生活を送るために必要なサービスが足りない。札幌市の支給基準は、
ニーズを反映していない。
- 入院時のヘルパー派遣について、実態と制度の矛盾がある(重度の全身性
障がい者や重症心身障がい児が入院する場合、医療機関から付添介助
を求められる。)。
- 重度の全身性障がいがあると、大卒でも企業に受け入れてもらえない。
- 介助が必要な障がい者をどうやって働いてもらうか考えてほしい。職
場の介助があれば働くという状況をきちんと認識してほしい。
- サービス提供事業所が相談を受けても報酬が入らない。同じレベルの
対応をしているのに相談支援事業所だけに報酬が入るのはおかしいので、
「相談支援」という活動に対して報酬が発生する仕組みにすべきだ。

(2) しみんいけんこうかんかい よ
市民意見交換会で寄せられたご意見等 いけんとう

ア 第1回 (平成20年11月29日)

- ひとりぐ やちんほじょ
一人暮らしをしているので、家賃補助をしてほしい。
- ちてきしょう ぱあい けってん はじ
知的障がいの場合は、それぞれの欠点があるが、初めてのところだと、そ
こがなかなか分かってもらえないし、施設から一般就労に行った場合には、
その説明もなかなかしてもらえない。施設だけでなく役所からも、知
的障がいにはいろいろな人がいるのだということを一般的にアピールして
いただきたいと思う。
- しゅうろうけいぞくしえんビーがた しんたいしょう しゃ せいひん ぎじゅつしどう
就労継続支援B型における身体障がい者の製品づくりの技術指導に
について、販路拡大につながるような工夫が必要である。
- そうだんしえんじぎょう いし ほけんし じどうそうだんじょ しょくいん
相談支援事業のネットワークに医師や保健師、児童相談所の職員なども
加え、虐待防止を検討してほしい。
- じりつしえんほう りねん おや あと おや いま し
自立支援法の理念からすると、「親なき後」ではなく、「親ある今」の支
援が求められていると思う。
- たいけんしゅうろう う い きぎょう さが
体験就労を受け入れてくれる企業を探してほしい。
- がっこう ちようききゅうか しょう じ い ばしょ おや こま
学校が長期休暇になると障がい児の行く場所がなく親が困っているとい
う意見を踏まえ、長期休暇時に障がい児を受け入れてくれる作業所を調査
し、ホームページなどで公表してはどうか。
- にゅうしょ ほうもんけい つか にゅうしょしせつ せいかつ
入所すると訪問系サービスがまったく使えなくなる。入所施設は生活
の場であり、外出・外泊時に対応できるサービスは絶対に必要だと思う。
- なが しせつ せいかつ ほんにん おや ちいき いこう ふあん
長く施設で生活していると、(本人も親も)地域に移行できるか不安があ
る。行動援護や移動支援を、卒業後まもない人・学齢児の入所者にも使え
るようにしてほしい。
- じゅうど しょう がくどう ほうかごしえんたいさく しゅうがくまえ にっちゅういちじしえん
重度の障がいのある学童の放課後支援対策や就学前の日中一時支援
対策を、障がい福祉計画に反映させてほしい。
- じりつうきん しょくばない かいじょ ひつよう のうりょく じゅうどじょう しゃ
自立通勤ができなく職場内で介助が必要な能力のある重度障がい者
を札幌市で雇用してほしい。札幌市が率先して雇用することによって一般企

ぎょう りかい ふか おも
業の理解も深まると思う。

- 自立支援法の利用者負担の軽減策は、平成21年3月までと聞いているが、
ちてきしょう しや いっぽんしゅうろう こんなん ひと ふたん
知的障がい者は一般就労することが困難な人がたくさんいるので、負担
がく あ つか こま りょうしやふたん あ
額が上がるとサービスを使えなくなるので困る。利用者負担を上げないでほ
しい。

イ 第2回（平成20年12月17日）

- 障がいに応じて、移動支援の対象時間というものが決められているが、
じかんない つうきん つうがく つか
せめてその時間内で通勤あるいは通学に使えるようにしていただきたい。こ
れが就労を進める第一歩ではないかと思う。
- 聞こえない障がい者のコミュニケーション保障のために、手話通訳者派
けんじぎょう りょうりょうきん むりょう けんじ
遣事業の利用料金の無料を堅持してほしい。
- 介護がなれば（地域で）生きていけない人がいることを、もっと重く考
えてほしい。
- 移動支援、特に身体障がい者の支給決定の基準が非常に厳しい。四肢
のうち三肢以上に障がいがないとだめだと言われる。半身麻痺で起立や歩行
ができない人がいることも見てほしい。
- 重度訪問介護の時間数をもっと増やしてほしい。
- 障がい者の権利をどう守っていくのかということが計画に触れられてい
ない。
- 行政の側から、障がい者の雇用を促進するべきだ。札幌市は、身体
障がい者の採用はしているが、知的・精神は採用していない。
- グループホーム・ケアホームの整備を事業所まかせにしないで、行政も
まえ で すす
前に出て進めるべきである。
- ケアホームに居住という場合のサービス提供の徹底を考えて、職員
はいち かんが
の配置を考えてほしい。
- 元気ショッピング2号店では、多くの事業所と障がい当事者が直接販売に
かかわるようにしてほしい。

○ 障がい者が地域で安心して生涯暮らすことができる地域づくりを目指しているが、現状は地域の理解不足でトラブルがある。当事者、家族、施設まかせではなく、行政も広報活動を積極的にしてほしい。

(3) パブリックコメント (平成21年1月15日～同年2月13日)

- 一般企業では「採用」してもらえない。働きたくても働けない。働くところを与えてほしい。
- 資格取得のためのお金や交通費などのバックアップをしてほしい。
- 「療養介護」の人数の少なさは甚だ疑問。障害程度区分だけで、療養介護か生活介護かと区切ることのできない施設ではないか。
- ヘルパーの数が減ってきてているのに、なぜ施設が悪いのか。よい場合もある。
- 何でも計画に入れないのでほしい。税金ではどちらが安いか全体で考えてほしい。
- 高齢障がい者が増加する。それに対する対策が見えない。特に在宅での生活支援の具体的対策が分からぬ。
- 相談支援で、障がいのある人が入れるマンション・アパートを一緒に探してくれる相談事業を考えてほしい。
- 通勤では移動支援が使えないで、冬場が大変。通勤しやすい環境を整えてほしい。
- 一般就労のほうも、トイレやスロープなどどこの会社でも働ける環境づくりをお願いする。
- 障がい者の働いている職場にジョブコーチをつけてほしい。
- 利用者負担額の軽減を平成21年4月以降も継続してほしい。
- 地域活動支援センターをたくさん作ってほしい。
- 夜間に困ったときに相談にのってくれる場所を作ってほしい。
- 市の外注作業の中にも「作業所」（就労継続支援事業所、地域活動支援センターなど）でできることがあるのではないか。
- 売れる商品の発案を数箇所の「作業所」がまとまるか、又は市がその道の

しきん だ いらい とう かんが ひと あん
プロに資金を出して依頼するとか等を考えていくのも一つの案

- (入所施設からの) 地域移行を進めるためには、当該入所施設だけではなく幅広い関係者との連携やネットワークが必要である。また、ピア・カウンセリング、ピア・サポートといった当事者の役割も重要な。
- 精神障がい者の利用できる短期入所事業者を計画的に増やし、各区に1か所設置することを目指してほしい。
- 「障がい者元気はっけん(派遣)施行事業」の実施に当たっては、企業が障がい者を雇用し、障害者雇用促進法に基づく支援メニューを受けるためには、ハローワークを通じた雇用が要件とされているため、本事業によってそうした支援メニューの適用外にならないような措置を講じることが必要である。
- 「知的障がい者のホームヘルパー養成講座」については、障がい者の就労支援の拡充のために「2級」の資格も取れるようにすること。
- 重度の障がい者が就労するために必要な福祉機器等の活用や支援策について、検討を進めてほしい。
- 重度訪問介護の見込量については、現行の時間数では不足するとの声もあることから、そうしたニードを踏まえたものとすること。
- 重度障害者等包括支援の見込量について、再検討が必要ではないか。
- 「障がい者相談支援事業」の実施に当たっては、障がい者の地域移行、地域生活支援に関する研修の受講やそうした経験を有する障がい当事者を相談員として配置(雇用)することを要件とすること。
- 「札幌市地域自立支援協議会」の運営に関して、地域部会、専門部会、運営部会、全体会議の構成員に障がい当事者の相談員を位置付けること。また、地域部会は、全区で設置すること。
- 地域活動支援センターが安定的に持続できるよう、実態を考慮して補助金の算定基準を検討すること。
- 「障がい者 I T サポートセンター運営事業」について、I T は障がい者の就労、社会参加の後押しとなる分野であることから、現状とそのニードを反映した見込量とすること。

- 当事者及び関係者とともに、入院、学校内、職場における介護や通学、
通勤等における支援を確保するための検討を進めること。